

第3章 消防用設備等の設置単位

第6 洞道で接続されている場合の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第6 洞道で接続されている場合の取り扱い

建築物と建築物が洞道で接続されている場合は、原則として同一棟となること。

ただし、次の1から5までに適合しているときは、別棟として取り扱うことができる。（第6-1図参照）

- 1 建築物と洞道は、開口部（建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除く。）のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 2 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- 3 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- 4 前1の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備である防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- 5 前1の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

6 別棟として取り扱う場合の消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い第14を準用する。

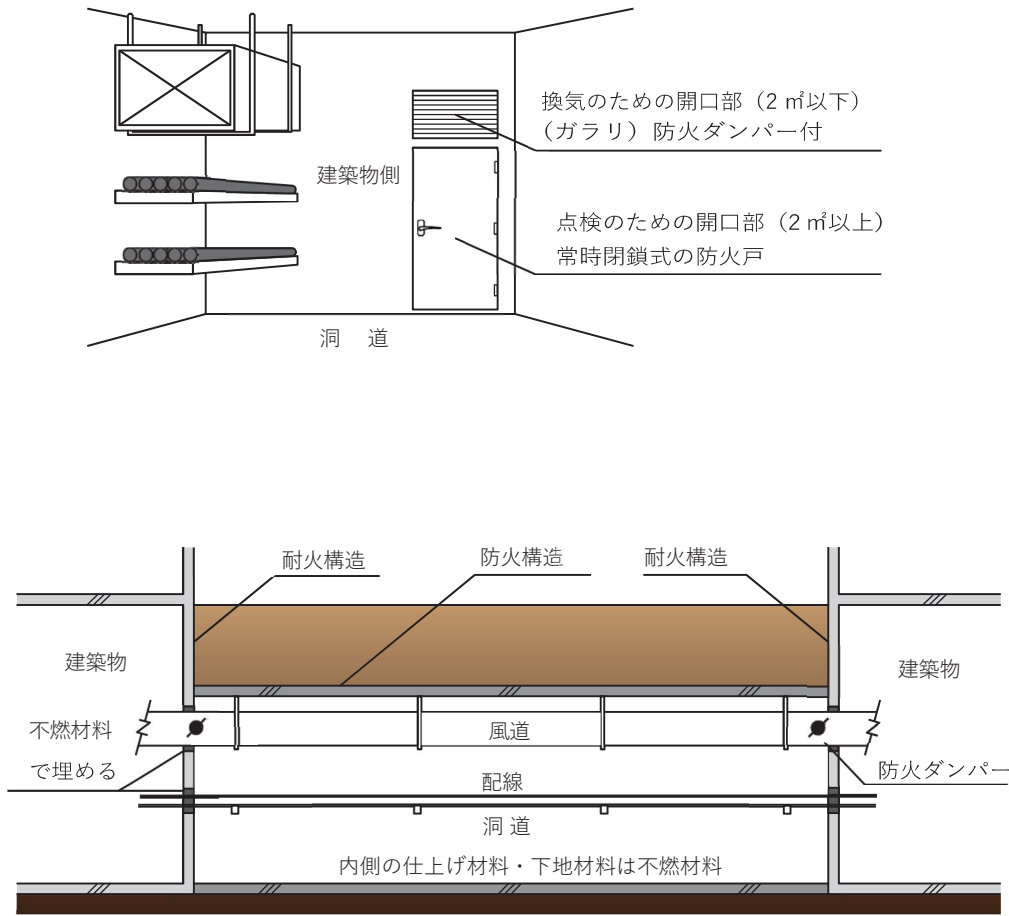
7 その他

洞道部分は、火災発生及び延焼のおそれが著しく少ないと思慮され、当該部分に必要な能力単位の消火器具を、政令別表第4における建築物その他の工作物の消火に適應する消火器具及び電気設備の消火に適應する消火器を省令第6条第6項の規定により設置した場合、政令第32条の規定を適用して、当該部分の屋内消火栓設備の設置を免除して差し支えない。

なお、この場合において、非常警報設備及び避難設備は、政令第24条及び第25条の規定により設置する必要がある。

また、洞道が建築物の部分である床下ピット室（建築物の基礎部をピット室としたもの）に接続される場合、当該ピット室には法第17条の規定により必要とされる消防用設備等を設置する必要がある。

第3章 消防用設備等の設置単位
第6 洞道で接続されている場合の取り扱い



第6-1図